

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1第32号を次のように改める。

(32) 京北・左京山間部農林業振興センター所長

別表第4中「第43号 京北農林業振興センター所長」を「第43号 京北・左京山間部農林業振興センター所長」に、

「第159号 西部農業振興センター所長  
第160号 東部農業振興センター所長」を  
「第159号 南部農業振興センター所長  
第160号 削除」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月26日から施行する。

(会計室)